

令和8年度

第23回東松島市農業委員会総会議事録

令和8年4月24日

東松島市農業委員会

令和8年度第23回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和8年4月24日（金） 午後3時00分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借権等の合意解約による通知について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（一括方式）

閉 会

出席委員（12名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	—	3番	大山道保
4番	秋本まゆみ	5番	—	6番	小岩敏幸
7番	菅井賢治	8番	安倍民夫	9番	川村勝雄
10番	—	11番	齋藤宏樹	12番	佐藤祥
13番	安住高司	14番	今野嘉彦	15番	安部俊郎
16番	佐藤栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（4名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	門馬宏之	5番	三浦牧恵
10番	大崎 康				

出席事務局職員

事務局長 石森久浩
 事務局長補佐 安倍浩司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第23回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： ー 会長挨拶 ー
ー 会長の動向報告 ー

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしく願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、1番熊谷奨委員、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、10番大崎康委員から欠席届が出されており、ただいまの出席委員は16名中12名であります。定足数に達しておりますので、これより第23回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、6番小岩敏幸委員、7番菅井賢治委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、大塩字五台下83、523㎡。解約届出日は令和8年3月25日、自作のため賃貸借契約の解約でございます。

その2、赤井字上一番28 外 計2筆で615.87㎡。解約届出日は令和8年3月23日、公共買収のため賃貸借契約の解約でございます。

その3、赤井字上一番157 外 計5筆で1,161.70㎡。解約届出日は令和8年3月23日、公共買収のため賃貸借契約の解約でございます。

その4、赤井字上一番122 外 計2筆で920.77㎡。解約届出日は令和8年3月23日、公共買収のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。始めに新規設定を上程します。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、上下堤字北37-2、238㎡。10年間の賃借権設定となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年4月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は規模縮小、受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲と大豆の複合経営です。通作距離は、約3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、赤井字新南19、1、005㎡。所有権移転売買となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年4月22日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が規模縮小。受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次に、その3を事務局より説明願います。

○事務局長： その3、大塩字小分木423-1、87㎡。売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 4番秋本まゆみ委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年4月22日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が規模縮小。受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。
次に、その4を事務局より説明願います。

○事務局長： その4、小野字新宮前27-1、外計2筆で1,269㎡。10年間の賃借権設定です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年4月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由が労力不足、受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。
次に、その5を事務局より説明願います。

○事務局長： その5、西福田字鱗35 外 計5筆で4, 449㎡。10年間の賃借権設定です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年4月21日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は労力不足。受け手理由は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その5を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その5を許可することに決定します。

次に、その6を上程いたします。本案件については15番安部俊郎委員にかかる案件ですので、規定により退席をお願いいたします。

(安部俊郎委員 退場)

その6を事務局より説明願います。

○事務局長： その6、野蒜字上野蒜244-1 外 計2筆で3,657㎡。10年間の賃借権設定です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年4月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は離農のため。受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と大豆、麦の複合経営です。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その6を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その6を許可することに決定します。

15番安部俊郎委員は入場願います。

(安部俊郎委員入場)

15番安部俊郎委員に申し上げます。本計画その6については原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

次に、期間満了に伴う賃借件の再設定について上程いたします。事務局より説その7からその24を説明願います。

○事務局長： その7、西福田字大沢25-1 外 計9筆で9,858㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その8、小松字伊勢浦170、6、201㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その9、根古字下161、1、600㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その10、高松字新猪鼻33 外 計2筆で2、042㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その11、浅井字高田88 外 計5筆で6、686㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その12、上下堤字袖長沢89 外 計10筆で10、686㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その13、浅井字下宿214 外 計13筆で10、100㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その14、浅井字大山田59 外 計3筆で5、006㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その15、浅井字平貝44-1 外 計16筆で19、498㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その16、川下字原田74-1 外 計22筆で28、817㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その17、上下堤字南321-1 外 計3筆で2、916㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その18、小松字里前274-2、5、631㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その19、浜市字新西浮足126-1、348㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その20、浜市字新西浮足134-1、345㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その21、牛網字新中浮足85、884㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その22、小野字中之関16-1、6、566㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その23、矢本字一本杉246-2 計3筆 3、458㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その24、矢本字立沼377-1、2、896㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの案件については、期間満了に伴う再設定となることから、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その7からその24を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その7からその24を許可することに決定します。

次に、日程第5 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局から説明願います。

○局長補佐：その1、上下堤字南34、403㎡。変更理由は、岩沢ため池回収工事により、令和8年1月15日付、宮城県（東振）指令第569号にて一時転用許可を受けていたが、事業の工期延長事業計画変更承認申請の提出を受けたものです。ため池近辺の地盤が軟弱であったため、工期の延長となったものです。工期の延長として当初は、令和8年1月15日から令和8年3月31日まで、今回変更で令和8年1月15日から令和8年5月31日まで2ヶ月の延長です。資金計画については当初は500,000円でしたが、今回は690,000円。変更の理由としては土地賃借料・リース料の増額です。リース料の内訳としては現場事務所・仮設トイレの設置のためとなります。12ページが位置図になります。農用地区域となります。3ヶ月の一時的転用として許可を得ていたのですが、利用目的を達成するに当たり、更に延長の必要が生じたためです。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐：その2については、赤井字南一160-1 外 計31筆 25,204㎡。変更理由は、宅地分譲用地として、令和7年9月26日付、宮城県（東振）指令第434号～第442号にて農地転用許可を受けていたが、工事期間の延伸に伴い、事業計画変更承認申請の提出を受けたものです。変更の理由としては、資材調達の遅れ、隣接する工事の分界点の協議に時間を要したためです。変更内容は、工事期間の延長として、当初は令和7年10月20日から令和8年8月31日まで、今回変更で令和7年10月20日から令和9年1月31日まで。13ページが位置図になります。農地区分は第2種農地で、仙石線あゆみ野駅から500m以内に位置し、周辺の宅地化率が40%以上で、許可の対象になるということで県との調整を図っています。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を上程いたします。

始めに、一括方式による権利設定について事務局から説明願います。

○事務局長： 総会提出日は令和8年4月24日、県公告予定日は令和8年6月26日、転貸人は全て宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。期間はその1、その9その10、その12、その13は県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和18年6月26日までの10年間。その2からその8およびその11は令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年間県広告日以前に設定している期間が満了を迎えているものについては広告日の翌日の令和8年6月27日からの権利の発生となります。令和8年7月1日からの設定案件については県公告予定日以降の6月末で期間が満了となるため、その翌日から設定期間となるものです。

その1、赤井字北浦499-1、5、056㎡。借賃は100,000円。

その2、小松字中浮足173-1 外計3筆で2,855㎡。借賃は31,400円。

その3、赤井字星場188-1 外計13筆で12,924㎡。借賃は128,600円。

その4、赤井字上三番50 外計3筆で3,063㎡。借賃は30,000円。

その5、小松前田188-5 外計2筆19,680㎡。借賃は354,200円。

その6、赤井字南三316 外計2筆2,420㎡。借賃は26,500円。

その7、赤井字北浦472-4、2、161㎡。借賃は25,900円。

その8、赤井字上四番323、外計6筆で5,086㎡。借賃は50,000円。

その9、西福田字大高森1 外計5筆で5,616㎡。借賃は61,600円。

その10、西福田字長木20 計3筆2,144㎡。借賃は0円。

その11、矢本字二反走11 外計8筆5,846㎡。借賃は69,800円。

その12、赤井字中新丁125 外計3筆で5,602㎡。借賃は84,000円。

その13、赤井字川前四376-4 476㎡。借賃は7,100円。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1からその13については承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その1からその13については承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

次に、賃借権の移転についてを上程いたします。はじめにその3からその7を上程いたします。本案件については、9番川村勝雄委員にかかる案件ですので、規定により退席をお願いします。

（川村勝雄委員退場）その3からその7を事務局から説明願います。

○事務局長：期間はその3については県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和8年11月30日までの5ヶ月その4については、県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和11年6月30日までの3年間。その5については県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和12年1月31日までの3年間。その6については県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和9年6月30日までの1年間。その7については県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和9年12月31日までの1年間。

その3、矢本字新沼21-1 外計10筆5,466㎡。借賃は164kg。こちらは現況につきましてはほ場整備の換地に伴い現況は矢本字新沼228-2 田6,562㎡の内となっております。

その4、矢本字南浦183-1、358㎡。借賃は19kg。

その5、小松中浮足131 外計6筆6,006㎡。借賃は360kg。

その6、矢本字南浦361-2、4,224㎡。借賃は254kg。

その7、矢本字新沼232-7 外計4筆17,915㎡。借賃は214,980円。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。その3からその7については承認することにご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その3からその7については承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

9番川村勝雄委員は入場願います。

（川村勝雄委員入場）

9番川村勝雄委員に申し上げます。本計画その3からその7については原案のとおり承認することに決定いたします。

次にその1、その2およびその8からその11を上程いたします。その1、その2およびその8から

その11を事務局から説明願います。

○事務局長：期間はその1については県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和16年2月28日までの7年間その2については、県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和16年4月30日までの7年間。その8については県公告予定日の翌日の令和9年6月27日から令和9年3月31日までの9ヶ月。その9については県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和14年6月30日までの6年間。その10については県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和14年6月30日までの6年間。その11については県公告予定日の翌日の令和8年6月27日から令和12年6月30日までの4年間。

その1、小松字中砂利田32 外計5筆5,791㎡。借賃は63,701kg。

その2、大曲字七下154、8,865㎡。借賃は106,000円。

その8、矢本字立沼67-1 外計10筆7,470.48㎡。借賃は87,500円。こちらは現況につきましてはほ場整備の換地に伴い現況は矢本字立沼367-1、田1,474㎡、矢本字立沼369、田11,189㎡、の内となっております。

その9、大曲字倉田123-1 外計2筆2,509㎡。借賃は150kg。

その10、大曲字堰北162-1 外計11筆9,697㎡。借賃は582kg。

その11、赤井字新南78-1 外計5筆5,115㎡。借賃は450kg。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1、その2およびその8からその11については承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1、その2およびその8からその11については承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、第23回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後3時25分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和8年4月24日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 6番 小岩 敏幸

署名委員 7番 菅井 賢治